

枚方市シティプロモーション推進業務委託

に係るプロポーザル

審査結果報告書

平成30年8月

枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会

平成30年8月31日

枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会
会長 市川 博之

枚方市シティプロモーション推進業務委託に係るプロポーザルについて、次のとおり審査結果を報告します。

1. 審査結果

枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会（以下「審査会」という。）は、評価基準に基づき厳正に審査した結果、次のとおり最優秀提案者と優秀提案者を選定しました。

なお、G-1については業務提案書を受理した後に辞退届が提出されたため、審査対象外としました。

最優秀提案者：株式会社ワイキューブラボ（提案書番号I-1）

優秀提案者：株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所
（提案書番号B-1）

※＜審査結果＞は次ページに掲載

評価項目		評価の視点	A-1	B-1	C-1	D-1	E-1	F-1	H-1	I-1	J-1
組織評価		○提案内容を確実に実施できる業務遂行体制 (人員・経営状況) ○提案内容を遂行するために必要な知識・経験 (過去実績)	6.00	7.80	6.80	7.60	5.60	6.60	7.00	7.80	6.40
提案内容	理解度	○本委託業務における趣旨・目的の理解 ○本市の現状把握 ○仕様書記載内容の反映	8.00	11.60	10.20	11.20	8.20	9.20	9.60	12.80	8.40
	効果・ 発展性	○ターゲット（結婚・子育て世代）への訴求方法 ○市民が市への愛着等を深める仕組み ○市外在住者が本市に興味・関心を抱く仕組み ○本市の知名度向上・魅力向上に資する仕組み ○上記による定住促進・人口誘導への発展性	13.16	18.44	13.92	16.92	13.12	13.16	15.84	18.24	12.40
	実現性・ 継続性	○提案する施策の実現性の高さ ○提案する施策の一過性に終わらない継続性 ○庁内部局や、市民・企業等の多様な主体と連携し推進する仕組み（プラットフォームの活用等）	15.84	21.52	17.12	20.36	15.84	15.44	17.04	22.24	15.56
	独自性・ 専門性	○本市の特性・地域性を活かした施策の提案 ○提案事業者の強みを活かした施策の提案 ○先駆的かつ創造性の高い提案	7.60	10.00	9.20	11.00	8.00	8.60	9.20	10.80	7.80
	価格及び 妥当性	○積算価格及び積算の妥当性	2.40	3.00	3.40	3.20	2.80	2.60	3.00	3.20	3.00
合計			53.00	72.36	60.64	70.28	53.56	55.60	61.68	75.08	53.56

※G-1については業務提案書を受理した後に辞退届が提出されたため審査対象外

2. 枚方市シティプロモーション推進事業者選定審査会委員

※◎会長 ○副会長 委員は五十音順 敬称略

所属	氏名
一般社団法人 コード・フォー・ジャパン	◎ 市川 博之
大阪弁護士会	岸田 陽子
北大阪商工会議所 理事	○ 谷本 雅洋
摂南大学 経営学部 教授	鶴坂 貴恵
株式会社 morondo 代表取締役、「枚方つーしん」編集部	原田 一博

3. 最優秀提案者等の選定までの経過

日程	内容
平成 30 年 5 月 9 日 (水)	募集要項・仕様書(案)等の公表
平成 30 年 5 月 9 日 (水)～5 月 15 日 (火)	参加資格に関する質疑の受付
平成 30 年 5 月 9 日 (水)～5 月 15 日 (火)	仮登録の受付
平成 30 年 5 月 11 日 (金)	募集要項等説明会の実施
平成 30 年 5 月 17 日 (木)	参加資格に関する質疑への回答公表
平成 30 年 5 月 21 日 (月)	仮登録審査結果の通知
平成 30 年 5 月 18 日 (金)～5 月 28 日 (月)	参加表明書等の受付
平成 30 年 5 月 31 日 (木)	参加資格審査の結果通知(提案書の要請)
平成 30 年 5 月 31 日 (木)～6 月 8 日 (金)	提案審査に関する質疑の受付
平成 30 年 6 月 13 日 (水)	提案審査に関する質疑への回答公表
平成 30 年 6 月 14 日 (木)～6 月 25 日 (月)	提案書等の受付
平成 30 年 6 月 28 日 (木)	ヒアリング要請書・実施要綱の送付
平成 30 年 7 月 12 日 (木)	ヒアリングの実施(公開)・提案審査の実施

4. 審査会開催経過

(1) 第1回審査会

開催日：平成 30 年 4 月 26 日 (木)

開催場所：枚方市役所 別館 4 階 特別会議室

案件：・会長、副会長の選出

- ・諮問
- ・審査会の運営について
- ・全体スケジュールについて
- ・募集要項(案)及び仕様書(案)について
- ・審査基準(案)について

(2) 第2回審査会

開催日：平成30年7月12日（木）

開催場所：枚方市役所 別館4階 特別会議室

案件：・ヒアリングの実施

- ・提案審査の実施（最優秀提案者及び優秀提案者の選定）
- ・答申

5. 審査概要

本プロポーザルは、提案内容を中立、公正に審査するため、審査過程において事業者名を伏せた形で審査を行いました。

すべての事業者のヒアリング終了後、評価基準に基づき審議し、各委員の評価点数の平均値が最も高い事業者を最優秀提案者、次に高い事業者を優秀提案者に選定しました。

6. 審査講評

本審査会のヒアリングでは、提案内容の説明は、原則として本業務を受託した場合に主担当となる者に実施いただき、質疑応答を含め約30分間のヒアリングを行いました。

シティプロモーションの推進については、他自治体でも様々な取り組みが進められており、本審査会における提案におきましても各事業者の強みを活かしたものが多く、いずれの事業者も業務に対する意欲と熱意が感じられました。

そのなかで、“枚方市のシティプロモーション”では、ターゲットとしている20歳～44歳の結婚・子育て世代の定住促進・人口誘導を促すための方向性を定める戦略プランと、それに基づき実施する実行プランを定めることとしています。それら、戦略プラン及び実行プランの実現性の高さや効果の継続性、また多様な主体との連携といった視点も踏まえて審査を実施しました。

最優秀提案者として選定された株式会社ワイキューブラボの提案内容は、枚方市のシティプロモーションの課題を的確に捉えており、それらを整理・分析するためのアンケート調査や、庁内プロジェクトチーム及び民間事業者も交えた検討会議による意見を踏まえ戦略プランを策定することとしています。分析に要する期間が長いように感じましたが、現状把握を適切に行うものであるとの見解に至りました。

実行プランは、ターゲットとしている結婚・子育て世代や、その子ども世代を巻き込みながら実施する内容としており、ターゲットへの訴求といった観点での「効果・発展性」や多様な主体と連携といった観点での「実現性・継続性」において高く評価し、総合的に判断して、最優秀提案者に選定しました。

次に、優秀提案者として選定された株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所は、シティプロモーションをまちづくりの一環と捉え、枚方市単体ではなく地域としての魅

力を市内外に伝えていくこと、また、一方的な情報発信ではなく住民や事業者との関係性を構築していくようなことを念頭においた戦略プランを提案されました。

実行プランでは、まち歩きツアーの開催を通じて市民や事業者による情報発信を促す提案内容において、「実現性・継続性」について高く評価しましたが、情報の広がりといった点で課題があると見受けられ、最優秀提案者との判断に至りませんでした。

その他の提案者につきましては、テレビや新聞といったメディアへの露出回数の向上、情報誌への枚方市の特集の掲載、枚方市をPRするイベントの実施、枚方市での暮らしをイメージさせる動画の製作など、提案者ならではの強みが活かされたものばかりでした。しかしながら、提案内容の「実現性」や「継続性」、定住促進・人口誘導に向けた「効果」や「発展性」といった観点において、評価基準に基づく審査の結果、上記2者を最優秀提案者、優秀提案者として選定することになりました。

7. おわりに

本プロポーザルに参加いただきました提案者におかれましては、非常にタイトなスケジュールにも関わらず、多大な労力をかけ真摯に取り組んでいただき、完成度の高い提案をいただきましたことに、心から敬意と感謝の意を表すとともに、厚く御礼を申し上げます。

シティプロモーションという言葉は、情報発信や観光、まちづくりなど多様な解釈がなされるものであり、本プロポーザルにおきましても、提案者ごとに特色が異なり、事業者の専門性や強みが存分に発揮されていたように感じます。それだけに、裏を返しますと、“枚方市ならではの”であるとか“枚方市の強み”といった、枚方市の独自性を活かしているという観点では若干物足りなさを感じました。枚方市以外の自治体にもあてはめることができるような提案は“枚方市のシティプロモーション”とはいえないのではないのでしょうか。

今後、枚方市におかれましては、本審査会の選定結果をもとに、総合的にご判断をいただき、選定された提案者の技術力や創造力を遺憾なく発揮できるよう全力で取り組んでいただくとともに、シビックプライドの醸成や市の魅力・知名度の向上につながるよう進められることを祈念し、審査会の講評といたします。